

行政情報・市からのお知らせ

くらし

会社を退職された人へ

国民健康保険・国民年金からのお知らせ

【会社の健康保険等を

脱退・加入された人は、国民健康保険へ届け出を】

- 対象 就職し会社などの健康保険に加入した人
退職や雇用形態の変更、扶養を外れたなどでこの保険にも入っていない人
- 持ち物 (国保加入)健康保険資格喪失証明書・印鑑
(国保脱退)新しい健康保険の被保険者証・国民健康保険被保険者証・印鑑
- 問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

【厚生年金から国民年金への

切り替えの届け出を】

- 対象 20歳以上60歳未満で会社を退職された人
- 持ち物 厚生年金資格喪失証明書(離職票、雇用保険受給資格者証でも可)・マイナンバーが確認できるもの・本人確認書類・印鑑
- ※退職された人に扶養されていた配偶者も国民年金への切替えが必要です。
- ※退職後すぐに厚生年金の被保険者である配偶者の扶養に入る場合は、市役所での手続きは必要ありません。配偶者の勤務先で手続きしてください。
- ※会社に就職したとき(厚生年金に加入したとき)は市役所での手続きは必要ありません。

3月5日から、国民年金の届出・申請は原則マイナンバーを記載することになりました。マイナンバーが確認できる書類を持参いただくと手続きがスムーズです。(なくても手続きはできます。)

- 問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

国民健康保険に加入の人へ

所得申告書を提出してください

- 国民健康保険所得申告書を4月または6月に送付しますので期日までに提出をお願いします。7月に通知する保険料に反映されます。
- 対象 前年度に国民健康保険所得申告書を提出した人・所得申告をしていない人
 - ※保険料の軽減制度や高額療養費制度の利用に必要ですので、所得がない人も申告が必要です。
 - ※確定申告や市・県民税申告をされた人、会社で年末調整をされた人は不要です。
 - 問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

【国民年金】学生の皆さんへ
学生納付特例制度

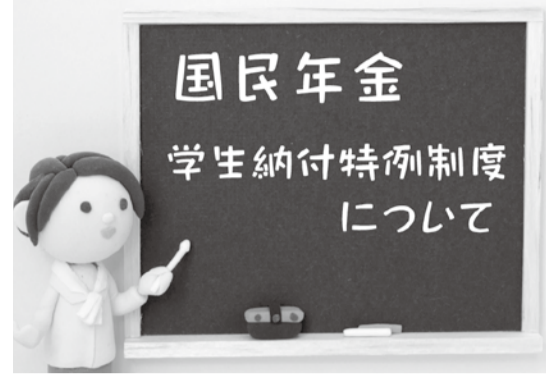
国民年金は、20歳になればすべての人が加入しなければならない年金制度です。
学生で、所得が少ないなどの理由により、国民年金保険料を納めることが困難なときは、卒業後に国民年金保険料を納めることができる「学生納付特例制度(一部非該当の学校あり)」があります。申請には手続きが必要です。
※未納のままにしていると将来の年金が減ったり、事故や病気の際に障がいが残っても障害基礎年金が受けられない場合があります。

【対象】

本人の前年所得が118万円以下の学生(扶養親族等があれば、その人数に応じた額が加算されます。)

【申請】

学生証、マイナンバーが確認できるもの、印鑑を持参し、上記へ。※29年度に学生納付特例の承認を受け、30年度も引き続き在学予定の人には、日本年金機構からはがき形式の申請書が届きますので、返送してください。
はがきが届かない場合や、申請内容に変更がある場合は、市民課7番窓口へお越しください。



問い合わせ
市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

3月5日から、国民年金の届出・申請は原則マイナンバーを記載することになりました。マイナンバーが確認できる書類を持参いただくと手続きがスムーズです。(なくても手続きはできます。)

【保険料の追納】

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。学生納付特例を承認された月から10年以内に保険料を納付(追納)すれば、年金額に反映されます。
※承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

40歳以上の人へ

～健診で身体をチェックしましょう～

平成30年度の特定健康診査・後期高齢者医療健康診査の受診券を5月上旬に送付します。

- 対象 ①4月1日現在、芦屋市国民健康保険に加入されている40歳以上の人(年度内に40歳以上になる人も含む)
- ②後期高齢者医療制度に加入している人
- ※4月2日以降に芦屋市国民健康保険に加入した人は12月ごろに案内します。

- 問い合わせ 保険課管理係 ☎38-2035
保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037

後期高齢者医療に加入の人へ

平成30・31年度の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料を決める保険料率が決定しました。保険料は「均等割額(48,855円)」と「所得割額(基準総所得金額×10.17%)」の合計(上限62万円)となります。個人ごとの保険料は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。計算方法や、軽減等についても、同封しています。

※基準総所得金額とは、総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた金額です。

- 問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-326-2021

健康・福祉・子育て

問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2045

4月から児童扶養手当支給月額改定

8月10日支給分(4月～7月分)から適用されます。4月11日支給分(平成29年12月～平成30年3月分)は改定前の手当額で支給しています。今回の改定に伴う手当証書の再交付は行いません。

【改定前】※3月分まで

	全部支給	一部支給
第1子支給額	42,290円	42,280円～9,980円までの10円きざみの額
第2子支給額	9,990円	9,980円～5,000円までの10円きざみの額
第3子支給額	5,990円	5,980円～3,000円までの10円きざみの額

【改定後】※4月分から

	全部支給	一部支給
第1子支給額	42,500円	42,490円～10,030円までの10円きざみの額
第2子支給額	10,040円	10,030円～5,020円までの10円きざみの額
第3子支給額	6,020円	6,010円～3,010円までの10円きざみの額

芦屋市 児童扶養手当 検索



CATV 芦屋市広報番組

あしやトライあんぐる 4月後半

オープニング 芦屋公園

トピックス 宮塚公園リニューアルイベント 第30回芦屋さくらまつり

特集 最新の設備で、市民の生命と財産を守る～芦屋市消防署高浜分署～

お知らせ niwa-doku 2018

エンディング Sound of ASHIYA「All」ver.

《放送時間15分》※DVDの貸出可
①午前9時②正午③午後3時④午後6時⑤午後10時

- 「あしやトライあんぐる」は、11ch(一部地域除く)または市ホームページをご覧ください。
- 番組に関する問い合わせ 広報国際交流課 ☎38-2006
- CATV全般に関する問い合わせ J:COMカスタマーセンター(午前9時～午後6時) ☎0120-999-000(フリーコール)

